

あけぼの苑 利用料金表(令和3年4月1日～)  
介護老人保健施設へ入苑(長期入苑)する場合

1.介護保健施設サービス費【基本の部 1割負担(2割負担の方は×2)】(I)

\*ローマ数字は介護保険法規上の数字に基づいて表記しております。

単位:円

①の従来型料金になるか、②の在宅強化型になるかは月ごとのサービス提供実績により変化します。  
介護保険上にて設定された地域区分加算として、以下各項目料金を1.027円を掛けた料金となります。

区分	介護度	部屋区分	① 基本型料金(i・iii)	② 在宅強化型料金(ii・iv)	備考
基本料金	要介護1	個室	714 円/日	756 円/日	
		多床室	788 円/日	836 円/日	
	要介護2	個室	759 円/日	828 円/日	
		多床室	836 円/日	910 円/日	
	要介護3	個室	821 円/日	890 円/日	
		多床室	898 円/日	974 円/日	
	要介護4	個室	874 円/日	946 円/日	
		多床室	949 円/日	1,030 円/日	
	要介護5	個室	925 円/日	1,003 円/日	
		多床室	1,003 円/日	1,085 円/日	

2.利用者負担料金【基本の部 居住費・食事・雑費】

単位:円

該当者	段階	部屋区分	利用料金	内容
<b>居住費</b>				
介護保険負担限度額認定者として頂いた方	第1段階	個室	490 円/日	生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税世帯で老齢福祉年金を受けておられる方
		多床室	0 円/日	
	第2段階	個室	490 円/日	所属する世帯全員が市町村民税非課税世帯で、かつ課税年金収入額と合計所得年金が80万円以下の方
		多床室	370 円/日	
	第3段階	個室	1,310 円/日	所属する世帯全員が市町村民税非課税世帯で、利用者負担第2段階以外の方(課税年金収入が80万円超266万円未満の方など)
		多床室	370 円/日	
非該当の方	第4段階	個室	1,640 円/日	第1段階・第2段階・第3段階以外の方
		多床室	370 円/日	
<b>食事材料費</b>				
額食認定書提示を限られた方	第1段階		300 円/日	居住負担限度額認定者の階層基準と同じ 内容は第4段階と同じ
	第2段階		390 円/日	居住負担限度額認定者の階層基準と同じ 内容は第4段階と同じ
	第3段階		650 円/日	居住負担限度額認定者の階層基準と同じ 内容は第4段階と同じ
非該当の方	第4段階		1,720 円/日	食事材料費用、調理費用額です。 1日単位の設定となっております。 経管栄養の材料費も同じ扱い。
の対対象	嚥下困難者用 食材費		57 円/食	
の希希望	嗜好品費		実費 円/食	希望により間食用の嗜好品を提供した場合
<b>食事管理費</b>				
を管方持参した食	朝食		200 円/食	利用者が食事(経管栄養食等)を持ち込んだ場合は、食事管理の料金ががかかります。
	昼食		250 円/食	
	夕食		270 円/食	
<b>雑費</b>				
出が要のない申	日用品費		170 円/日	石鹸・シャンプー・トイレットティッシュ・口腔衛生材料(入歯保管ケースを除く)・共用タオル
	教養娯楽費		100 円/日	クラブ活動費・材料費・行事費

### 3.介護保健施設サービス費【加算の部 1割負担(2割負担の方は×2)】

(利用者ごとにサービス提供が設定され、実施された際の料金です)

基準条件のもとサービスが提供された場合に、加算される料金を以下に示します。

単位:円

介護保険上にて設定された地域区分加算として、以下各項目料金に1,027円を掛けた料金となります。

区分	加算名称	利用料金	内容
利用者ごとに設定される利用料	初期加算	30 円/日	入所後30日に限る。
	外泊時加算	362 円/日	外泊をした場合、外泊初日と最終日を除いて、基本料金に代えて左記の金額となる。(ただし月6日まで)
	外泊時加算(在宅サービスを利用する場合)	800 円/日	外泊をした場合、外泊初日と最終日を除いて、介護老人保健施設により提供される在宅サービスを利用した場合は、基本料金に代えて左記の金額となる。(ただし月6日まで)
	入所前後訪問指導加算(I)	450 円/回	入所前30日入所後7日以内に居宅を訪問し、サービス計画書の作成を行うと加算される。
	入所前後訪問指導加算(II)	480 円/回	(I)に加えて、退所を目的とした施設サービス計画書作成と診療方針の決定において、生活機能の具体的な目標を定めて退所後の生活の支援計画を策定した場合に加算
	試行的退所時指導加算	400 円/回	退所時に入所者及び家族に退所後の療養上の指導を行った場合に加算。
	退所時情報提供 加算	500 円/回	退所後の主治の医師に対し、診療情報を示す文章を添えて入所者の紹介を行った場合に加算。
	入退所前連携加算 I	600 円/回	(II)に加えて、入所予定日前30日以内または入所後30日以内に、入所者が退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し、入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス等の利用方針を定めた場合に加算。(入所時に1回)
	入退所前連携加算 II	400 円/回	居宅介護支援事業所と連携し退所後の居宅サービスの利用方針を定めた場合。(入所1人につき1回)
	退所看護指示加算	300 円/回	退所時に指定訪問看護ステーションに訪問看護指示書を交付した場合に加算。
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(I)	34 円/日	過去6か月間の在宅復帰率が30%以上。過去3か月間の回転率が5%以上の場合に加算。(基本型算定時)
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(II)	46 円/日	過去6か月間の在宅復帰率が30%以上。過去3か月間の回転率が5%以上の場合に加算。(強化型算定時)
	所定疾患施設療養費(I)	239 円/回	肺炎・带状疱疹・尿路感染症・蜂窩織炎の症状に対し治療等を行った場合に一月に1回連続10日を限度として加算。
	所定疾患施設療養費(II)	480 円/回	
	緊急時治療管理加算	518 円/日	入所の病状が著しく変化した場合、緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合、月1回、3日を限度に加算。
	サービス提供体制強化加算(I)	22 円/日	介護職員の総数のうち介護福祉士が占める割合が80%以上の場合。又は勤続年数が10年以上の介護福祉士が35%以上のいずれかに該当した場合に加算。
	サービス提供体制強化加算(II)	18 円/日	介護職員の総数のうち介護福祉士が占める割合が60%以上でサービスを提供する場合に加算。
	サービス提供体制強化加算(III)	6 円/日	看護・介護職員の総数のうち常勤職員が占める割合が75%以上でサービスを提供する場合、介護福祉士が50%以上、勤続年数7年以上の職員が30%以上のいずれかに該当する場合に加算。
	夜勤職員配置加算	24 円/日	夜勤に当たる職員が厚生労働大臣の定める基準人数を満たしている場合に加算。
	リハマネジメント計画情報加算	33 円/月	医師や理学療法士等が共同リハビリテーション計画書を作成・説明し厚生労働省に計画内容を提出し情報を活用した場合に加算
	短期集中リハビリテーション加算	240 円/回	退院、退所から3ヶ月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合に加算。
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240 円/回	軽度の認知症であると医師が判断した利用者に対し、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士が集中的なリハビリテーションを個別に行った場合3ヶ月を限度に加算。
	認知症ケア加算	76 円/日	認知症専門棟に入所した場合に加算。
認知症行動緊急対応加算	200 円/日	認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に短期入所が必要な場合に7日を限度に加算。	
認知症専門ケア加算(I)	3 円/日	施設における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状もしくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上。かつ認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を一定数以上で配置している。又技術的指導にかかる会議を定期に開催する場合加算	

区分	加算名称	利用料金	内容
利用者ごとに設定される利用料	認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4 円/日	認知症専門ケア加算(Ⅰ)の基準を満たし、認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名配置し、事業所または施設全体の認知症ケアの指導等を実施し、かつ施設における介護職員、看護職員ごとに認知症ケアに関する研修計画を作成し実施すると加算する。
	若年性認知症入所者受入加算	120 円/日	若年性認知症入所者に対して介護保健施設サービスを提供した場合に加算。
	かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰ	100 円/日	一定の研修を受けた老健医師がかかりつけ医と老健医師が事前に合意をし総合的な評価を行った場合に加算
	かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅱ	240 円/日	(Ⅰ)を算定し、入所者の服薬情報等を厚生労働省に提出し、処方に当たって、当該情報その他薬物療法の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合に算定
	かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅲ	100 円/日	(Ⅰ)と(Ⅱ)を算定し、6種類以上の内服薬が処方されており、入所中に処方内容を老健の医師とかかりつけ医が共同し、総合的に評価・調整し、老健医師が、入所時に処方されていた内服薬の種類を1種類以上減少した場合に算定
	排泄支援加算Ⅰ	10 円/月	排泄障害のため、排泄に介護を要する入所者に対し、他職種が協働して支援計画を作成、支援し結果を厚生労働省に提出し当該情報を活用した場合に算定。
	排泄支援加算Ⅱ	15 円/月	(Ⅰ)に加えて入所時と比較して排尿・排便の状態が少なくとも一方が改善するとともにいずれも悪化がない、又はおむつ使用から使用なしに改善している場合に加算
	排泄支援加算Ⅲ	20 円/月	(Ⅰ)に加えて入所時と比較して排尿・排便の状態が少なくとも一方が改善するとともにいずれも悪化がない、かつ、おむつ使用から使用なしに改善している場合に加算
	口腔衛生管理加算Ⅰ	90 円/月	歯科医師、又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、口腔ケアマネジメントに係る計画が作成されている、口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施の為に必要な情報を活用する場合に算定
	口腔衛生管理加算Ⅱ	110 円/月	(Ⅰ)に加えて口腔にかかる計画の内容・情報を厚生労働省に提出し、実施にあたり当該情報を活用している場合に加算
	栄養マネジメント強化加算	110 円/日	医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同で入所者の摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成し、週3回以上食事の観察を行い、定期的に評価、見直しを行うことで加算。又、厚生労働省に必要な情報を提出活用している場合に加算
	再入所時栄養連携加算	200 円/回	入所者が医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合であって施設の管理栄養士が医療機関での栄養食時指導に同席し、再入所後の栄養管理について医療機関の管理栄養士と相談の上、栄養ケア計画を作成し、再入所した場合に加算。
	経口移行加算	28 円/日	経管により食事を摂取する利用者を経口摂取に移行するため、医師の指示に基づき計画を策定し計画書に則り支援を行った場合に180日を限度とし加算。加えて、経口摂取している者であっても著しい摂食機能障害が認められ、特別な管理を行った場合にも加算。(栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定不可)
	経口維持加算(Ⅰ)	400 円/月	医師の指示に基づき特に摂食機能障害を有し誤嚥が認められる利用者に対し経口維持計画を作成し当該計画の従い、管理栄養士が栄養管理を行った場合に加算。(栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定不可)
	経口維持加算(Ⅱ)	100 円/月	当該施設が協力歯科医療機関を定めている場合であり、経口維持加算(Ⅰ)において食事の観察及び会議等に、医師(施設長除く)、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合、経口維持加算(Ⅰ)に加えて加算(経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合は加算不可)
	療養食加算	6 円/1食	医師の指示等に基づき療養食を提供した場合に加算。(経口移行加算又は経口維持加算との併算可)
	褥瘡マネジメント加算Ⅰ	3 円/月	施設職員が共同して定期的な評価・計画作成を行い情報を厚生労働省に提出・活用した場合に加算する。
	褥瘡マネジメント加算Ⅱ	13 円/月	(Ⅰ)に加えて評価の結果、褥瘡発生リスクがあるとされた入所者について褥瘡の発生がない場合に加算する。
	ターミナルケア加算(31～45日)	80 円/日	別に厚生労働大臣が定める基準に従いターミナルケアを行った場合に、死亡日以前31日以上45日以下までについて加算する。
	ターミナルケア加算(4～30日)	160 円/日	別に厚生労働大臣が定める基準に従いターミナルケアを行った場合に、死亡日以前4日以上30日以下までについて加算する。
ターミナルケア加算(2～3日)	820 円/日	別に厚生労働大臣が定める基準に従いターミナルケアを行った場合に、死亡日の前日及び前々日について加算する。	
ターミナルケア加算(死亡日)	1,650 円/日	別に厚生労働大臣が定める基準に従いターミナルケアを行った場合に、死亡日について加算する。	
科学的介護推進体制加算Ⅰ	40 円/月	入所者ごとの心身の状況等の情報を厚生労働省に提出・活用した場合に加算	
科学的介護推進体制加算Ⅱ	60 円/月	(Ⅰ)に加えて服薬・疾病の状況等の情報を提出・活用した場合に加算	

区分	加算名称	利用料金	内容
利用者ごとに設定される利用料	自立支援促進加算	300 円／月	医師が入所者ごとに定期的に自立支援に係る支援計画等の策定等に参加。3か月ごとに入所者の支援計画に従ったケアを実施している。又、厚生労働省に結果や情報を提出・活用している場合に加算
	安全管理対策体制加算	20 円／回	外部研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置した場合、入所時に1回に限り加算
	地域連携診療計画情報提供加算	300 円／回	地域連携診療計画管理料等を算定して保険医療機関を退院した入所者に対して、地域連携診療計画に基づき治療等を行い、その保険医療機関に文書で情報提供をした場合に算定する。
	認知症情報提供加算	350 円／回	過去に認知症の原因疾患に関する確定診断を受けておらず、認知症のおそれがあると医師が判断した入所者であって、施設内での診断が困難であると判断された者について、厚生労働大臣が定める機関に当該入所者を紹介した場合に、1回を限度に加算。
	認知症・心理症状緊急対応加算	200 円／日	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所する事が適当であると判断した者に対し、入所した日から起算して7日を限度に加算。
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護保険請求単位数の1000分の39	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合に加算する。(本加算を算定する場合、同加算(Ⅱ)(Ⅲ)は算定しない。)
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	介護保険請求単位数の1000分の29	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合に加算する。(本加算を算定する場合、同加算(Ⅰ)(Ⅲ)は算定しない。)
	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	介護保険請求単位数の1000分の16	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合に加算する。本加算を算定する場合、同加算(Ⅰ)(Ⅱ)は算定しない。)
	介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)	介護保険請求単位数の1000分の21	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合に加算する。本加算を算定する場合、同加算(Ⅱ)は算定しない。)
	介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ)	介護保険請求単位数の1000分の17	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合に加算する。本加算を算定する場合、同加算(Ⅲ)は算定しない。)

#### 4. ご利用者負担料金 その他雑費【ご利用者の申出により利用されることで加算される料金】

受付窓口へお申込み下さい。使用届出書を提出頂いたうえで、ご利用開始となります。

注 ☆印は、消費税が課税されるもの。(税込表示されています)

単位:円

該当者	料金の種類	利用料金	内容
申出によりかかる料金	ストマ用補装具	実費 円/袋	ストマ補装具を提供する場合料金がかかります
	クリーニング料	800 円/袋	1袋の洗濯物の量は58cm×60cmの袋を使用して、いくらかの余裕を持って入れた量の料金となります。
	<b>家電持込電気代</b>		
	☆ラジオ	10 円/日	施設のコンセントをご利用者が、個人の目的で使用した場合に料金がかかります。
	☆ラジオカセット	10 円/日	〃
	☆電気アンカ	50 円/日	〃
	☆電気毛布	100 円/日	〃
	☆パソコン	100 円/日	〃
	☆テレビ	100 円/日	〃
	☆パソコンレンタル料	4,500 円/月	受付窓口へお申込み下さい。コンセント使用料も込みの料金です。
	☆テレビレンタル料	1,000 円/枚	受付窓口へお申込み下さい。施設内に設置されているテレビカード発行機に現金を投入してテレビカードのご購入を願います。
	☆エンゼルセット	21,000 円/1セット	死亡時の処置の材料費
	☆浴衣	3,150 円/枚	死亡時

#### 5. 診断書料等の料金

求めに応じ、各種診断書及び証明書の発行をした場合にかかります。状況により作成が不可能な書類もございます。

注 ☆印は、消費税が課税されるもの。(税込表示されています)

単位:円

該当者	料金の種類	利用料金	内容
か申出るに料金	☆一般診断書	2,160 円/通	診断書が必要としている、検査項目の検査を実施することにより、この表記金額に追加料金を加算しなければならないことがあります。
	☆療養証明書	2,160 円/通	
	☆入苑証明書	2,160 円/通	
	☆おむつ証明書	2,160 円/通	
	☆死亡診断書	5,400 円/通	生命保険・簡易保険等の死亡診断書等も同様
	☆死亡診断追加	3,240 円/通	
	☆死体検案書	10,800 円/通	
	☆簡易保険診断書	5,400 円/通	
☆証明書料	2,160 円/通		

#### 6. キャンセル料

該当者	料金の種類	利用料金	内容
キャンセルした方	キャンセル料	施設サービス費の基本料金(1日分)の1割負担相当分+該当する居住費、食費、日用品費、教養娯楽費	利用当日にキャンセルした場合は、キャンセル料をご請求させていただきます。該当する居住費(多床室)食費、日用品費、教養娯楽費とは、利用予定であった該当費用の事をいう。

あけぼの苑 利用料金表(令和3年4月1日～)  
 介護老人保健施設へ短期入所療養介護(ショートステイ)を利用する場合

1介護短期入所療養介護サービス費【基本の部 1割負担(2割負担の方は×2)】(I)

\*ローマ数字は介護保険法規上の数字に基づいて表記しております。

介護保険上にて設定された地域区分加算として、以下各項目料金の1.027円を掛けた料金となります。 単位:円

該当者	介護度	部屋区分	① 基本型料金(i・iii)	② 在宅強化型料金(ii・iv)	備考
基本料金	要介護1	個室	752 円/日	794 円/日	
		多床室	827 円/日	875 円/日	
	要介護2	個室	799 円/日	867 円/日	
		多床室	876 円/日	951 円/日	
	要介護3	個室	861 円/日	930 円/日	
		多床室	939 円/日	1,014 円/日	
	要介護4	個室	914 円/日	988 円/日	
		多床室	991 円/日	1,071 円/日	
	要介護5	個室	966 円/日	1,044 円/日	
		多床室	1,045 円/日	1,129 円/日	
特定介護老人保健施設短期療養介護費		3～4時間		650 円/日	
		4～6時間		908 円/日	
		6～8時間		1,269 円/日	

2.ご利用者負担料金【基本の部 居住費・食事・雑費】

該当者	段階	部屋区分	利用料金	内容
<b>居住費</b>				
認定介護保険料を提示した方 負担限度額	第1段階	個室	490 円/日	生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税世で高齢福祉年金を受けておられる方
		多床室	0 円/日	
	第2段階	個室	490 円/日	所属する世帯全員が市町村民税非課税世で、かつ課税年金収入額と合計所得年金が80万円以下の方
		多床室	370 円/日	
	第3段階	個室	1,310 円/日	所属する世帯全員が市町村民税非課税世で、利用者負担第2段階以外の方(課税年金収入が80万円超266円未満の方など)
		多床室	370 円/日	
非該当の方	第4段階	個室	1,640 円/日	第1段階・第2段階・第3段階以外の方
		多床室	370 円/日	
<b>食材料料費</b>				
食事負担額を提示した方	第1段階		300 円/日	居住負担限度額認定者の階層基準と同じ
	第2段階		390 円/日	居住負担限度額認定者の階層基準と同じ
	第3段階		650 円/日	居住負担限度額認定者の階層基準と同じ
第4段階上の方	朝食		502 円/食	食材料料費用、調理費用額。 1食単位の設定となります。 経管栄養の材料費も同じ扱い。
	昼食		610 円/食	
	夕食		608 円/食	
対象の方	嚥下困難者用食料費		57 円/食	経管栄養者に対する経口摂取練習用の食料費
希望の方	嗜好品費		実費 円/食	希望により間食用の嗜好品を提供した場合
<b>食事管理費</b>				
経管栄養食を持参した方	朝食		200 円/食	利用者が食事(経管栄養食等)を持ち込んだ場合は、食事管理の料金がかかります。
	昼食		250 円/食	
	夕食		270 円/食	
<b>雑費</b>				
不要の申出がない方	日用品費		170 円/日	石鹸・シャンプー・ティッシュ・口腔衛生材料(入歯保管ケースを除く)・共用タオル
	教養娯楽費		100 円/日	クラブ活動費・材料費・行事開催費

3.介護短期入所療養サービス費【加算の部 1割負担(2割負担の方は×2)】

(利用者ごとにサービス提供が設定され、実行された際の料金です)

単位:円

基準条件のもとサービスが提供された場合に、加算される料金を以下に示します。

介護保険上にて設定された地域区分加算として、以下各項目料金に1.027円を掛けた料金となります。

区分	加算名称	利用料金	内容
利用者ごとに設定される利用料	送迎加算(片道)	184 円/回	送迎が必要と認められる利用者に対して、その居宅と事業所(施設)との間の送迎を行った場合、片道につき左記金額を加算。
	認知症ケア加算	76 円/日	認知症専門棟に入所した場合に加算
	緊急時治療管理加算	518 円/日	入所の病状が著しく変化した場合、緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合、月1回、3日を限度に加算。
	サービス提供体制強化加算(I)	22 円/日	介護職員の総数のうち介護福祉士が占める割合が70%以上の場合。又は勤続年数が10年以上の介護福祉士が35%以上のいずれかに該当した場合に加算。
	サービス提供体制強化加算(II)	18 円/日	介護職員の総数のうち介護福祉士が占める割合が60%以上でサービスを提供する場合に加算。
	サービス提供体制強化加算(III)	6 円/日	看護・介護職員の総数のうち常勤職員が占める割合が75%以上でサービスを提供する場合、介護福祉士が50%以上、勤続年数7年以上の職員が30%以上のいずれかに該当する場合に加算。
	夜勤職員配置加算	24 円/日	夜勤に当たる職員が定める基準人数を満たしている場合に加算。
	個別リハビリテーション実施加算	240 円/回	医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同して策定した個別リハ計画に基づき、個別リハビリテーションを提供した場合に加算。
	若年性認知症入所者受入加算	120 円/日	若年性認知症入所者に対して介護保健施設サービスを提供した場合に加算。(認知症緊急対応加算との同時加算不可)
	認知症行動緊急対応加算	200 円/日	認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に短期入所が必要な場合に7日を限度に加算。
	療養食加算	8 円/1食	医師の指示せんに基づき療養食を提供した場合に加算。
	緊急短期入所受入加算	90 円/日	もともとのサービス計画には無かったが、何らかの事由により緊急に短期入所を利用した場合に加算する。(7日を原則としてやむを得ない事情がある場合には14日以内の算定を行う。)
	重度療養管理	120 円/日	別に厚生労働大臣が定める状態にある者に対して計画的な医学的管理を継続して行った場合に加算する。
	認知症専門ケア加算(I)	3 円/日	施設における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状もしくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上。かつ認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を一定数以上で配置している。又技術的指導にかかる会議を定期に開催する場合加算
	認知症専門ケア加算(II)	4 円/日	認知症専門ケア加算(I)の基準を満たし、認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名配置し、事業所または施設全体の認知症ケアの指導等を実施し、かつ施設における介護職員、看護師員ごとに認知症ケアに関する研修計画を作成し実施すると加算する。
	在宅復帰在宅療養支援機能加算(I)	34 円/日	在宅復帰・在宅療養支援等指標の評価項目を一定数満たし、かつリハビリテーションマネジメント、退所時指導、地域貢献活動、充実したリハ等を提供していると加算。(基本型料金のみ)
	在宅復帰在宅療養支援機能加算(II)	46 円/日	在宅復帰・在宅療養支援等指標の評価項目を一定数満たし、かつリハビリテーションマネジメント、退所時指導、地域貢献活動、充実したリハ等を提供していると加算。(在宅強化型料金のみ)
	重度療養管理	120 円/日	別に厚生労働大臣が定める状態にある者に対して計画的な医学的管理を継続して行った場合に加算する。
	総合医学管理加算	275 円/日	居宅サービス計画書に計画的に実施していない場合に治療管理を行った場合に7日を限度として加算する。
	介護職員特定処遇改善加算(I)	介護保険請求単位数の1000分の21	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合に加算する。本加算を算定する場合、同加算(II)は算定しない。
介護職員特定処遇改善加算(II)	介護保険請求単位数の1000分の17	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合に加算する。本加算を算定する場合、同加算(III)は算定しない。	

区分	加算名称	利用料金	内容
申出によりかかる料金	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護保険請求単位数の1000分の39	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合に加算する。(本加算を算定する場合、同加算(Ⅱ)(Ⅲ)は算定しない。)
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	介護保険請求単位数の1000分の29	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合に加算する。(本加算を算定する場合、同加算(Ⅰ)(Ⅲ)は算定しない。)
	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	介護保険請求単位数の1000分の16	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合に加算する。本加算を算定する場合、同加算(Ⅰ)(Ⅱ)は算定しない。)

#### 4. ご利用者負担料金 その他雑費の部

##### 【ご利用者の申出により利用されることで加算される料金】

受付窓口へお申込み下さい。使用届出書を提出頂いたうえで、ご利用開始となります。

注 ☆印は、消費税が課税されるもの。(税込み表示されています)

単位:円

該当者	料金の種類	利用料金	内容
申出によりかかる料金	ストマ用補装具	実費 円/袋	ストマ補装具を提供する場合料金がかかります
	クリーニング料	800 円/袋	1袋の洗濯物の量は58cm×60cmの袋を使用しての料金となります。
	家電持込電気代		
	☆ラジオ	10 円/日	施設のコンセントをご利用者が、個人の目的で使用した場合に料金がかかります。
	☆ラジオカセット	10 円/日	〃
	☆電気アンカ	50 円/日	〃
	☆電気毛布	100 円/日	〃
	☆パソコン	100 円/日	〃
	☆テレビ	100 円/日	〃
	☆パソコンレンタル料	4,500 円/月	受付窓口へお申込み下さい。コンセント使用料も込みの料金です。
	☆テレビレンタル料	1,000 円/枚	受付窓口へお申込み下さい。
☆エンゼルセット	21,000 円/1セット	死亡時の処置の材料費	
☆浴衣	3,150 円/枚	死亡時	

#### 5. 診断書料等の料金

求めに応じ、各種診断書及び証明書の発行をした場合にかかります。状況により作成が不可能な書類もございます。

注 ☆印は、消費税が課税されるもの。(税込み表示されています)

単位:円

該当者	料金の種類	利用料金	内容
申出によりかかる料金	☆一般診断書	2,160 円/通	診断書が必要としている、検査項目の検査を実施することにより、この表記金額に追加料金を加算しなければならないことがあります。
	☆老人ホーム入居診断書	5,400 円/通	
	☆療養証明書	2,160 円/通	
	☆入苑証明書	2,160 円/通	
	☆おむつ証明書	2,160 円/通	
	☆死亡診断書	5,400 円/通	生命保険・簡易保険等の死亡診断書等も同様
	☆死亡診断追加	3,240 円/通	
	☆死体検案書	10,800 円/通	
	☆簡易保険診断書	5,400 円/通	
	☆証明書料	2,160 円/通	

#### 6. キャンセル料

該当者	料金の種類	利用料金	内容
ルキ入 しゃ苑 たん当 方せ日	キャンセル料	施設サービス費の基本料金(1日分)の1割負担相当分+該当する居住費、食費、日用品費、教養娯楽費	利用当日にキャンセルした場合は、キャンセル料をご請求させていただきます。該当する居住費(多床室)食費、日用品費、教養娯楽費とは、利用予定であった該当費用の事をいう。



介護老人保健施設 あげぼの苑 通所リハビリテーションを利用する場合 別紙第2 R3.4.1版

\*カッコ内の数字は介護保険法規上の数字に基づいて表記しております 料金表別紙3

1.介護老人保健施設通所リハビリテーションサービス費【基本の部 1割負担(2割負担の方は2、3割負担の方は3を乗する。)】(I2)

介護保険上にて設定された地域区分加算として、以下各項目料金の1.033円を掛けた料金となります。 単位:円

区分	提供時間	料金	内容
基本 料金	1時間以上2時間未満		
	要介護1	366 円/日	サービス提供時間は1時間以上2時間未満
	要介護2	395 円/日	
	要介護3	426 円/日	
	要介護4	455 円/日	
	要介護5	487 円/日	
	2時間以上3時間未満		
	要介護1	380 円/日	サービス提供時間は2時間以上3時間未満
	要介護2	436 円/日	
	要介護3	494 円/日	
	要介護4	551 円/日	
	要介護5	608 円/日	
	3時間以上4時間未満		
	要介護1	483 円/日	サービス提供時間は3時間以上4時間未満
	要介護2	561 円/日	
	要介護3	638 円/日	
	要介護4	738 円/日	
	要介護5	836 円/日	
	4時間以上5時間未満		
	要介護1	549 円/日	サービス提供時間は4時間以上6時間未満
	要介護2	637 円/日	
	要介護3	725 円/日	
	要介護4	838 円/日	
	要介護5	950 円/日	
	5時間以上6時間未満		
	要介護1	618 円/日	サービス提供時間は6時間以上8時間未満
	要介護2	733 円/日	
	要介護3	846 円/日	
	要介護4	980 円/日	
	要介護5	1,112 円/日	
	6時間以上7時間未満		
	要介護1	710 円/日	サービス提供時間は6時間以上8時間未満
	要介護2	844 円/日	
	要介護3	974 円/日	
	要介護4	1,129 円/日	
要介護5	1,281 円/日		
7時間以上8時間未満			
要介護1	757 円/日	サービス提供時間は6時間以上8時間未満	
要介護2	897 円/日		
要介護3	1,039 円/日		
要介護4	1,206 円/日		
要介護5	1,369 円/日		

2.ご利用者負担料金【基本の部 食事・雑費】

単位:円

該当者	料金の種類	利用料金	内容
<b>食事材料費</b>			
の希 方望	朝食	502 円/食	サービス提供時間外の朝食。 経管栄養も同じ。
利 用	昼食	610 円/食	サービス提供時間内の昼食。 経管栄養も同じ。
の希 方望	夕食	608 円/食	サービス提供時間外の朝食。 経管栄養も同じ。
の対 方象	嚥下困難者用 食材費	57 円/食	経管栄養者に対する経口摂取練習用の食材費
の希 方望	嗜好品費	実費 円/食	希望により間食用の嗜好品を提供した場合
<b>食事管理費</b>			
等 経 管 を 持 た ず 参 加 し 食	朝食	200 円/食	利用者が食事(経管栄養食等)を持ち込んだ場合は、食事管理の料金 がかかります。
	昼食	250 円/食	
	夕食	270 円/食	
<b>雑費</b>			
な 申 不 出 要 方 が の	教養娯楽費	100 円/日	クラブ活動費・材料費・行事開催費

1～2時間利用の短時間通所リハビリをご利用される方は以下の費用がかかります

な 申 不 出 要 方 が の	日用品費	50 円/日	共用タオル・ティッシュ・コップ等の飲用費用・お手拭き
--------------------------------------	------	--------	----------------------------

### 3.通所リハビリテーションサービス費【加算の部 1割負担(2割負担の方は×2、3割負担の方は×3)】

(利用者ごとにサービス提供が設定されされる料金です)

基準条件のもとサービスが提供された場合に、加算される料金を以下に示します。

単位:円

介護保険上にて設定された地域区分加算として、以下各項目料金に1,033円を掛けた料金となります。

区分	加算名称	利用料金	内容
各利用者ごとに設定される利用料	入浴介助加算(Ⅰ)	40 円/日	入浴中に介護者の観察を含む介助を行った場合加算。
	入浴介助加算(Ⅱ)	60 円/日	・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が医師との連携を下で、当該利用者の身体の状況や訪問により把握した当該利用者の居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成し、入浴計画に基づいて、利用者の居宅の状況に近い環境に入浴介助を行う事。
	リハビリテーションマネジメント加算(A)イ	円/月 560 ※利用開始月から6月以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同してリハビリテーション実施計画を策定し、当該利用者に関する情報を共有。</li> <li>・医師が利用者又は家族に対して計画の説明、同意を得る。</li> <li>・同意をした日から起算し、1月以内に当該利用者の居宅を訪問し、診療・運動機能検査・作業能力検査等を行い、利用開始6月以内は1月につき1回以上、6月以降を超えた場合は3月に1回以上リハビリテーション会議を催し、利用者の状態に応じた計画の見直しを行うこと</li> <li>・計画の変更があった際に、居宅サービス事業者と居宅訪問し、居宅サービス従事者に対し、介護の工夫、留意点を助言又は訪問により家族に対し、介護の工夫、留意点助言を行う。</li> <li>・医師のリハビリテーション会議への出席についてはテレビ電話等を使用可。リハビリテーション会議については計画作成に関与したりハビリスタッフが説明をし、同意を得るとともに医師へ報告を行う。</li> </ul>
		円/月 240 ※利用開始月から6月以降	
	リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ	円/月 593 ※利用開始月から6月以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>リハビリテーションマネジメント加算(A)イの要件の他に</li> <li>・国が推奨しているデータ収集システム(VISIT)を用いて厚生労働省へ表を提出。データを入力する事で統計データから個々に合致する身体機能に対するの助言などを受けられます。</li> </ul>
		円/月 273 ※利用開始月から6月以降	
	リハビリテーションマネジメント加算(B)イ	円/月 830 ※利用開始月から6月以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>リハビリテーションマネジメント加算(A)イの要件の他に</li> <li>・医師がリハビリテーションの実施にあたり、詳細な指示を行うことで加算。</li> </ul>
		円/月 510 ※利用開始月から6月以降	
	リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ	円/月 863 ※利用開始月から6月以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>リハビリテーションマネジメント加算(B)イの要件の他に</li> <li>・国が推奨しているデータ収集システム(VISIT)を用いて厚生労働省へ表を提出。データを入力する事で統計データから個々に合致する身体機能に対するの助言などを受けられます。</li> </ul>
		円/月 543 ※利用開始月から6月以降	
	短期集中個別リハビリテーション実施加算	110 円/回	個別リハビリテーション計画を作成し医師の指示を受けた理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が集中的にリハビリテーションを行い、リハビリテーションマネジメント加算を算定している場合、利用開始日より起算して3月以内に限り算定可(認知症短期集中リハビリテーション実施加算又は生活行為向上リハビリテーション実施加算との併用算定不可)
	認知症短期集中リハビリテーション加算(Ⅰ)	240 円/日	認知症であると医師が判断した者に対し、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が退院(所)日、又は通所開始時から3月以内に集中的なリハビリテーションを行い、1週に2日を限度として加算(短期集中個別リハビリテーション実施加算又は生活行為向上リハビリテーション実施加算との併用算定不可)。
	認知症短期集中リハビリテーション加算(Ⅱ)	1920 円/月	1月に4回以上生活機能の向上に資するリハビリテーションの実施を行い、リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)を算定している場合(短期集中個別リハビリテーション実施加算又は生活行為向上リハビリテーション実施加算との併用算定不可)。
若年性認知症受入加算	60 円/日	若年性認知症利用者に対し通所リハビリテーションを行った場合に加算。	
生活行為向上リハビリテーション実施加算	円/月 1520 利用開始月から6月以内の期間に実施	ADL・IADL、社会参加などの生活行為の向上に焦点を当てた生活行為向上リハビリテーションの計画を策定、計画に基づき提供を行った場合に期間に応じて加算。	
理学療法士等体制強化加算	30 円/日	1時間以上2時間未満の利用に対し規定以上の理学療法士等を配置し適切なリハビリテーションを実施する体制になっている場合に加算する	

各利用者ごとに設定される利用料	リハビリテーション提供体制加算	3～4時間未満	12 円/日	2人以上のリハビリ職員が配置されている場合に加算。
		4～5時間未満	16 円/日	
		5～6時間未満	20 円/日	
		6～7時間未満	24 円/日	
		7時間以上	28 円/日	
	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)		円/回 20 ※6月に1回を限度	利用開始時及び6ヶ月ごとに栄養状態について確認を行い、利用者のえいよう状態にかかわる情報(医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。)を介護支援専門員に文書で共有した場合に加算。
	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)		円/回 5 ※6月に1回を限度	利用開始時及び6ヶ月ごとに栄養状態について確認を行い、利用者のえいよう状態にかかわる情報(医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。)を介護支援専門員に文書で共有した場合に加算。
	栄養アセスメント加算		50 円/月	利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者またはその家族に対してその結果を説明する。また、その栄養状態等の情報を厚生労働省に提出している事で加算。
	栄養改善加算		200 円/回	低栄養状態にある利用者、又はそのおそれのある利用者に対して、低栄養状態の改善等を目的とした栄養改善サービスを提供する場合に3月以内に月に2回を限度とし加算。
	口腔機能向上加算(Ⅰ)		150 円/回	口腔機能が低下している利用者、又はそのおそれのある利用者に対して口腔機能の向上を目的とした口腔機能向上サービスを行った場合に3月以内に月に2回を限度とし加算。
	口腔機能向上加算(Ⅱ)		160 円/回	口腔機能が低下している利用者、又はそのおそれのある利用者に対して口腔機能の向上を目的とした口腔機能向上サービスを行った場合に3月以内に月に2回を限度とし加算。
	科学的介護推進体制加算		40 円/回	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況に対する情報を厚生労働省へ提出し、必要に応じて通所リハビリテーション計画を見直しをする事で加算。
	重度療養管理加算		100 円/日	別に厚生労働大臣が定める状態にある者に対して計画的な医学的管理を継続して行った場合に加算する。
	移行支援加算		12 円/日	通所リハビリテーションの利用によりADL・IADLが向上し、利用者の指定通所介護事業所等への移行等を支援した場合に加算。
	中重度者ケア体制加算		20 円/日	規定人員配置に加え、看護職員又は介護職員を1人以上多く配置している場合、評価として加算(過去3ヶ月間、要介護度3以上の利用者割合が100分の30以上であること)。
7から8時間を超えた時間における日常生活の世話		50 円/日	7時間から8時間未満の通所リハビリテーションの前後に日常生活のお世話を提供した場合、9時間未満の場合に加算	
		100 円/日	7時間から8時間未満の通所リハビリテーションの前後に日常生活のお世話を提供した場合、9時間以上10時間未満の場合に加算。	
		150 円/日	7時間から8時間未満の通所リハビリテーションの前後に日常生活のお世話を提供した場合、10時間以上11時間未満の場合に加算。	
		200 円/日	7時間から8時間未満の通所リハビリテーションの前後に日常生活のお世話を提供した場合、11時間以上12時間未満の場合に加算。	
		250 円/日	7時間から8時間未満の通所リハビリテーションの前後に日常生活のお世話を提供した場合、12時間以上13時間未満の場合に加算。	
		300 円/日	7時間から8時間未満の通所リハビリテーションの前後に日常生活のお世話を提供した場合、13時間以上14時間未満の場合に加算。	

区分	加算名称	利用料金	内容
利用者ごとに設定される利用料	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22 円/日	介護職員の総数のうち介護福祉士が占める割合が50%以上でサービスを提供する場合に加算。(本加算を算定する場合、同加算(Ⅱ)(Ⅲ)は算定しない。)
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18 円/日	介護職員の総数のうち介護福祉士が占める割合が40%以上でサービスを提供する場合に加算。(本加算を算定する場合、同加算(Ⅰ)(Ⅲ)は算定しない。)
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6 円/日	直接サービスを提供する職員の総数のうち勤続3年以上の職員が占める割合が30%以上でサービスを提供する場合に加算。(本加算を算定する場合、同加算(Ⅰ)(Ⅱ)は算定しない。)
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護保険請求単位数の1000分の39	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合に加算する。(本加算を算定する場合、同加算(Ⅱ)(Ⅲ)は算定しない。)
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	介護保険請求単位数の1000分の29	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合に加算する。(本加算を算定する場合、同加算(Ⅰ)(Ⅲ)は算定しない。)
	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	介護保険請求単位数の1000分の16	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合に加算する。本加算を算定する場合、同加算(Ⅰ)(Ⅱ)は算定しない。)
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	介護保険請求単位数の1000分の20	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合に加算する。(本加算を算定する場合、同加算(Ⅱ)は算定しない。)
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	介護保険請求単位数の1000分の17	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合に加算する。本加算を算定する場合、同加算(Ⅰ)は算定しない。)

#### 4. ご利用者負担料金 その他雑費の部

【ご利用者の申出により利用されることで加算される料金】

職員へお申込み下さい。使用届出書を提出頂いたうえで、ご利用開始となります。

注 ☆印は、消費税が課税されるもの。(税込み表示されています)

単位:円

該当者	料金の種類	利用料金	内容
申出によりかかる料金	おむつ代		
	尿とりパット	30 円/枚	パットは尿の吸収をおもな目的で使用。他のオムツとの併用で、費用を節約。
	長時間安心パット	55 円/枚	上記のパットより、吸収量が多い。
	夜1枚安心パット	60 円/枚	吸収量が一段と多い
	フラット	50 円/枚	比較的大きな平らな長方形の、おむつ
	Sサイズ・Mサイズ おむつ	110 円/枚	テープ止め 一般型おむつ
	Lサイズおむつ	120 円/枚	テープ止め 一般型おむつ
	すっきりパンツM～Lサイズ	140 円/枚	パンツと同じ形状の紙おむつ
	すっきりパンツL～LLサイズ	160 円/枚	パンツと同じ形状の紙おむつ
	ストマ用補装具	実費 円/袋	ストマ補装具を提供する場合料金がかかります
申出によりかかる料金	基本時間外施設利用料		
	要介護1	1,350 円/時間	6時間以上8時間未満の通所リハサービスの前後に2時間を超えて日常生活のお世話を提供した時の1時間あたりの料金
	要介護2	1,500 円/時間	
	要介護3	1,650 円/時間	
	要介護4	1,800 円/時間	
	要介護5	1,950 円/時間	
	☆エンゼルセット	21,000 円/セット	死亡時の処置の材料費
☆浴衣	3,150 円/枚	死亡時	

#### 5. 診断書料等の料金

求めに応じ、各種診断書及び証明書の発行をした場合にかかります。

状況により作成が不可能な書類もございます。

必要の際は職員へお申し付けください。

(令和3年4月1日～)

1.介護予防短期入所療養介護サービス費【基本の部 1割負担(2割負担の方は×2)】

\*ローマ数字は介護保険法規上の数字に基づいて表記しております。

単位:円

介護保険上にて設定された地域区分加算として、以下各項目料金を1.027円を掛けた料金となります。

該当者	介護度	部屋区分	① 従来型料金(i・iii)	② 在宅強化型料金(ii・iv)	備考
基本 型 料 金	要支援1	個室	577 円/日	619 円/日	
		多床室	610 円/日	658 円/日	
	要支援2	個室	721 円/日	762 円/日	
		多床室	768 円/日	817 円/日	

2.利用者負担料金【基本の部 居住費・食事・雑費】

該当者	段階	部屋区分	利用料金	内容
<b>居住費</b>				
居住 負担 限度 額 認 定 者 を 提 示 し て 頂 い た 方	第1段階	個室	490 円/日	生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税世帯で高齢福祉年金を受けておられる方
		多床室	0 円/日	
	第2段階	個室	490 円/日	所属する世帯全員が市町村民税非課税世帯で、かつ課税年金収入額と合計所得年金が80万円以下の方
		多床室	370 円/日	
	第3段階	個室	1,310 円/日	所属する世帯全員が市町村民税非課税世帯で、利用者負担第2段階以外の方(課税年金収入が80万円超266円未満の方など)
		多床室	370 円/日	
非 該 上 記 の 方	第4段階	個室	1,673 円/日	第1段階・第2段階・第3段階以外の方
		多床室	370 円/日	
<b>食費</b>				
食 事 負 担 限 度 額 認 定 者 を 提 示 し て 頂 い た 方	第1段階		300 円/日	居住負担限度額認定者の階層基準と同じ 内容は第4段階と同じ
	第2段階		390 円/日	居住負担限度額認定者の階層基準と同じ 内容は第4段階と同じ
	第3段階		650 円/日	居住負担限度額認定者の階層基準と同じ 内容は第4段階と同じ
非 該 上 記 の 方	朝食		502 円/食	食事材料費用、調理費用額。 1食単位の設定となります。 経管栄養も同じ扱い。
	昼食		610 円/食	
	夕食		608 円/食	
方 の 象 対	嚥下困難者用 食費		57 円/食	経管栄養者に対する経口摂取練習用の食費
方 の 望 希	嗜好品費		実費 円/食	希望により間食用の嗜好品を提供した場合
<b>経管栄養費</b>				
持 参 し た 方	朝食		200 円/食	利用者が食事(経管栄養食等)を持ち込んだ場合は、食事管理の料金がかかります。
	昼食		250 円/食	
	夕食		270 円/食	
<b>雑費</b>				
出 不 要 の 申 込 み	日用品費		170 円/日	石鹸・シャンプー・トイレティッシュ・口腔衛生材料(入歯保管ケースを除く)・共用タオル
	教養娯楽費		100 円/日	クラブ活動費・材料費・行事費

3. 介護予防短期入所療養サービス費【加算の部 1割負担(2割負担の方は×2)】  
(利用者ごとにサービス提供が設定される料金です)

基準条件のもとサービスが提供された場合に、加算される料金を以下に示します。 単位:円  
介護保険上にて設定された地域区分加算として、以下各項目料金を1.027円を掛けた料金となります。

区分	加算名称	利用料金	内容
各利用者ごとに設定される利用料	送迎加算(片道)	184 円/回	送迎が必要と認められる利用者に対して、その居宅と事業所(施設)との間の送迎を行った場合、片道につき左記金額を加算。
	夜勤職員配置加算	24 円/日	夜勤に当たる職員が厚生労働大臣の定める基準人数を満たしている場合に加算。
	緊急時治療管理費	511 円/日	入所の病状が著しく変化した場合、緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合、月1回、3日を限度に加算。
	個別リハビリテーション実施加算	240 円/回	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が個別リハビリテーションを行った場合に加算。
	認知症緊急対応加算	200 円/日	認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に短期入所が必要な場合に7日を限度に加算(若年性認知症入所者受入加算との併用算定不可)。
	若年性認知症入所者受入加算	120 円/日	若年性認知症入所者に対して介護保健施設サービスを提供した場合に加算(認知症緊急対応加算との併用算定不可)。
	療養食加算	8 円/食	医師の指示せんに基づき療養食を提供した場合に加算。
	在宅復帰在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	34 円/日	在宅復帰・在宅療養支援等指標の評価項目を一定数満たし、かつリハビリテーションマネジメント、退所時指導、地域貢献活動、充実したリハ等を提供していると加算。(基本型料金のみ)
	在宅復帰在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	46 円/日	在宅復帰・在宅療養支援等指標の評価項目を一定数満たし、かつリハビリテーションマネジメント、退所時指導、地域貢献活動、充実したリハ等を提供していると加算。(在宅強化型料金のみ)
	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3 円/日	施設における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状もしくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上。かつ認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を一定数以上で配置している。 <b>又技術的指導にかかる会議を定期に開催する場合加算</b>
	認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4 円/日	認知症専門ケア加算(Ⅰ)の基準を満たし、認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名配置し、事業所または施設全体の認知症ケアの指導等を実施し、かつ施設における介護職員、看護職員ごとに認知症ケアに関する研修計画を作成し実施する場合に加算。
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22 円/日	介護職員の総数のうち介護福祉士が占める割合が70%以上の場合。又は勤続年数が10年以上の介護福祉士が35%以上のいずれかに該当した場合に加算。
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18 円/日	介護職員の総数のうち介護福祉士が占める割合が60%以上でサービスを提供する場合に加算。
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6 円/日	看護・介護職員の総数のうち常勤職員が占める割合が75%以上でサービスを提供する場合、介護福祉士が50%以上、勤続年数7年以上の職員が30%以上のいずれかに該当する場合に加算。
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護保険請求単位数の1000分の27	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合に加算する。(本加算を算定する場合、同加算(Ⅱ)(Ⅲ)は算定しない。)
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	介護保険請求単位数の1000分の15	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合に加算する。(本加算を算定する場合、同加算(Ⅰ)(Ⅲ)は算定しない。)
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	介護保険請求単位数の100分の90	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合に加算する。本加算を算定する場合、同加算(Ⅰ)(Ⅱ)は算定しない。)	
総合医学管理加算	275 円/日	居宅サービス計画書に計画的に実施していない場合に治療管理を行った場合に7日を限度として加算する。	

**【ご利用者の申出により利用されることで加算される料金】**

4. **ご利用** 受付窓口へお申込み下さい。使用届出書を提出頂いたうえで、ご利用開始となります。

注 ☆印は、消費税が課税されるもの。(税込み表示されています)

単位:円

該当者	料金の種類	利用料金	内容
申出によりかかる料金	ストマ用補装具	実費 円/袋	ストマ補装具を提供する場合料金がかかります
	クリーニング料	816 円/袋	1袋の洗濯物の量は58cm×60cmの袋を使用して、いくらかの余裕を持って入れた量の料金となります。
	<b>家電持込電気代</b>		
	☆ラジオ	10 円/日	施設のコンセントをご利用者が、個人の目的で使用した場合に料金がかかります。
	☆ラジオカセット	10 円/日	"
	☆電気アンカ	50 円/日	"
	☆電気毛布	100 円/日	"
	☆パソコン	100 円/日	"
	☆テレビ	100 円/日	"
	☆パソコン	4,500 円/月	受付窓口へお申込み下さい。コンセント使用料も込みの料金です。
	☆テレビ	1,000 円/枚	受付窓口へお申込み下さい。
	☆エンゼルセット	21,000 円/1セット	死亡時の処置の材料費
	☆浴衣	3,150 円/枚	死亡時

5. **診断書料等の料金**

求めに応じ、各種診断書及び証明書の発行をした場合にかかります。

6. **キャンセル料**

該当者	料金の種類	利用料金	内容
入 せ 苑 当 日 た キ ヤ	キャンセル料	施設サービス費の基本料金(1日分)の1割負担相当分+該当する居住費、食費、日用品費、教養娯楽費	利用当日にキャンセルした場合は、キャンセル料をご請求させていただきます。該当する居住費(多床室)食費、日用品費、教養娯楽費とは、利用予定であった該当費用の事をいう。

介護老人保健施設 あけぼの苑 介護予防通所リハビリテーションを利用する場合

(令和3年4月1日～)

別紙第2 R3.4.1版

1.介護予防通所リハビリテーション介護費【基本の部 1割負担(2割負担の方は2、3割負担の方は3を乗する。)](I2)

介護保険上にて設定された地域区分加算として、以下各項目料金の1.033円を掛けた料金となります。

区分	介護度	料金	内容
料基金本	要支援1	2,053 円/月	
	要支援2	3,999 円/月	

2.ご利用者負担料金【基本の部 食事・雑費】

該当者	料金の種類	利用料金	内容
<b>食事材料費</b>			
の希 方望	朝食	502 円/食	サービス提供時間外の朝食。 経管栄養材料費も同じ。
時 利用	昼食	610 円/食	サービス提供時間内の昼食。 経管栄養材料費も同じ。
の希 方望	夕食	608 円/食	サービス提供時間外の朝食。 経管栄養材料費も同じ。
の対 方象	嚥下困難者用 食材費	55 円/食	経管栄養者に対する経口摂取練習用の食材費
の希 方望	嗜好品費	実費 円/食	希望により間食用の嗜好品を提供した場合
<b>食事管理費</b>			
を 経 持 管 参 し 養 食 た 方 等	朝食	200 円/食	利用者が食事(経管栄養食等)を持ち込んだ場合は、食事管理の料金がかかります。
	昼食	250 円/食	
	夕食	270 円/食	
<b>雑費</b>			
が 不 要 の 申 出 方	教養娯楽費	100 円/日	クラブ活動費・材料費・行事開催費

1～2時間利用の短時間通所リハビリをご利用される方は以下の費用がかかります

該当者	料金の種類	利用料金	内容
が 不 要 の 申 出 方	日用品費	50 円/日	共用タオル・ティッシュ・コップ等の飲用費用・お手拭き

3.介護予防通所リハビリテーション介護費【加算の部 1割負担(2割負担の方は×2、3割負担の方は×3)】

(利用者ごとにサービス提供が設定されされる料金です)

基準条件のもとサービスが提供された場合に、加算される料金を以下に示します。

介護保険上にて設定された地域区分加算として、以下各項目料金の1.033円を掛けた料金となります。

区分	加算名称	利用料金	内容
利 用 者 ご と に 設 定 さ れ る 利 用 料	リハビリテーションマネジメント加算(I)	330 円/月	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同してリハビリテーション実施計画を作成し、その計画を定期的に評価、必要に応じ計画の見直しを行い、且つ利用開始した日から起算し、1月以内に当該利用者の居宅を訪問し、診療・運動機能検査・作業能力検査等を行っており、介護支援専門員を通じ、他事業に係る従業者に生活上の留意点、介護の工夫を伝達する事で加算。
	運動器機能向上加算	225 円/月	利用者の運動器の機能向上を目的として個別にリハビリテーションを実施し、心身の状態の維持又は向上に資するサービスを行った場合に加算。
	栄養アセスメント加算	50 円/月	管理栄養士と介護職員等が共同して栄養アセスメントを行った場合に加算。
	口腔機能向上加算(I)	150 円/月	口腔機能の低下している、又はそのおそれのある利用者に対し、個別に口腔清掃の指導もしくは実施、又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導もしくは実施し利用者の心身の状態の維持又は向上に資するサービスを行った場合に加算。
	口腔機能向上加算(II)	160 円/月	口腔機能の低下している、又はそのおそれのある利用者に対し、個別に口腔清掃の指導もしくは実施、又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導もしくは実施し利用者の心身の状態の維持又は向上に資するサービスを行った場合に加算。



区分	加算名称	利用料金	内容
利用者ごとに設定される利用料	栄養改善加算	200 円/月	低栄養状態にある又はそのおそれのある利用者に対し、個別的に栄養食事相談等の栄養管理を行い利用者の心身の状態の維持又は向上に資するサービスを行った場合に加算。
	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	円/回 20 ※6月に1回を限度	利用開始時及び6ヶ月ごとに口腔の健康状態または栄養状態について確認を行い、利用者の栄養状態にかかわる情報(医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。)を介護支援専門員に文書で共有した場合に加算。
	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	円/回 5 ※6月に1回を限度	利用開始時及び6ヶ月ごとに栄養状態について確認を行い、利用者のえいよう状態にかかわる情報(医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。)を介護支援専門員に文書で共有した場合に加算。
	選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	480 円/月	運動器機能向上又は栄養改善サービス及び口腔機能向上、の組み合わせで、2種類のサービスを実施する場合に加算する。
	選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	700 円/月	運動器機能向上、口腔機能向上、及び栄養改善サービスの3種類のサービスを実施する場合に加算する。
	事業所評価加算	120 円/月	評価対象期間において別に厚生労働大臣が定める基準を満たした場合は年度内に限り加算。
	若年性認知症利用者受入加算	240 円/月	若年性認知症利用者に対して介護予防通所リハビリテーションを行った場合に加算。
	生活行為向上リハビリテーション実施加算	562 円/月 利用開始月から3月以内の期間に実施	ADL・IADL、社会参加などの生活行為の向上に焦点を当てた生活行為向上リハビリテーションの計画を策定、計画に基づき提供を行った場合に期間に応じて加算。
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 要支援1	88 円/月	要支援1の方を対象 介護職員の総数のうち介護福祉士が占める割合が50%以上でサービスを提供する場合に加算。(本加算を算定する場合、同加算(Ⅰ)口、
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 要支援2	176 円/月	要支援2の方を対象 上記に同じ
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 要支援1	72 円/月	要支援1の方を対象 介護職員の総数のうち介護福祉士が占める割合が40%以上でサービスを提供する場合に加算。(本加算を算定する場合、同加算(Ⅱ)は算
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 要支援2	144 円/月	要支援2の方を対象 上記に同じ
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 要支援1	24 円/月	要支援1の方を対象 直接サービスを提供する職員の総数のうち勤続3年以上の職員が占める割合が30%以上でサービスを提供する場合に加算。(本加算を算定する場合、同加算(Ⅰ)は算定しない。)
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 要支援2	48 円/月	要支援2の方を対象 上記に同じ
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護保険請求単位数の1000分の39	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合に加算する。(本加算を算定する場合、同加算(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ)(Ⅴ)は算定しない。)
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	介護保険請求単位数の1000分の29	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合に加算する。(本加算を算定する場合、同加算(Ⅰ)(Ⅲ)(Ⅳ)(Ⅴ)は算定しない。)
	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	介護保険請求単位数の1000分の16	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合に加算する。本加算を算定する場合、同加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅳ)(Ⅴ)は算定しない。)
介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)	介護保険請求単位数の1000分の20	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合に加算する。本加算を算定する場合、同加算(Ⅱ)は算定しない。)	
介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ)	介護保険請求単位数の1000分の17	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合に加算する。本加算を算定する場合、同加算(Ⅲ)は算定しない。)	

4. ご利用者負担料金 その他雑費の部

【ご利用者の申出により利用されることで加算される料金】

職員へお申込み下さい。使用届出書を提出頂いたうえで、ご利用開始となります。

注 ☆印は、消費税が課税されるもの。(税込み表示)

該当者	料金の種類	利用料金	内 容
申出によりかかる料金	おむつ代		
	尿とりパット	30 円/枚	パットは尿の吸収をおもな目的で使用。他のオムツとの併用で、費用を節約
	長時間安心パット	55 円/枚	上記のパットより、吸収量が多い。
	夜1枚安心パット	60 円/枚	吸収寮が一段と多い
	フラット	50 円/枚	比較的大きな平らな長方形の、おむつ
	Sサイズ・Mサイズおむつ	110 円/枚	テープ止め 一般型おむつ
	Lサイズおむつ	120 円/枚	テープ止め 一般型おむつ
	すっきりパンツ M～Lサイズ	140 円/枚	パンツと同じ形状の紙おむつ
	すっきりパンツ L～LLサイズ	160 円/枚	パンツと同じ形状の紙おむつ
	ストマ用補装具	実費 円/袋	ストマ補装具を提供する場合料金がかかります
	基本時間外施設利用料 要支援	810 円/時間	営業時間外(8時間以上サービスを利用した場合)の料金設定。